

## 中国地方非常通信協議会表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、中国地方非常通信協議会(以下、「協議会」という。)会則第5条及び第14条に基づき表彰の基準及び手続きを定めることを目的とする。

### (表彰基準)

第2条 表彰は、次に掲げる事由のいずれかに該当する個人又は団体について行う。

- (1) 非常通信実施に関して、特に推薦するに足りる功績があったもの
- (2) 中央非常通信協議会(以下、「中央協議会」という。)、地方非常通信協議会(以下、「地方協議会」という。)の運営に対し、特に顕著な功績があったもの

### (表彰の手続き)

第3条 表彰は、会長が行う。

- 2 協議会の委員は、前条の基準に該当し、表彰することが適当と認められる時は、別紙様式による推薦調書を協議会会長に提出する。
- 3 会長は、前項の推薦があった時は、表彰審査委員会(以下、「審査委員会」という。)に付託するものとする。

### (審査委員会の構成)

第4条 審査委員会は、協議会の幹事のうちから会長が委嘱した若干名の委員をもって構成する。

- 2 審査委員長は、原則として審査委員の互選により選出する。

### (表彰の決定)

第5条 表彰の決定は、出席した表彰審査委員の過半数の賛成により、決定する。

### (表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰審査委員会の決定を受け、会長が次のいずれかを贈ることにより行う。

- (1) 表彰状(構成員)
  - (2) 感謝状(非構成員)
- 2 表彰は、原則として協議会の総会の際に行う。
  - 3 被表彰者への諸連絡は、各推薦者から行うものとする。

付則 この規定は、昭和37年4月1日から実施する。

付則 この規定は、昭和48年5月10日(一部改正)から実施する。

付則 この規定は、平成6年4月28日(一部改正)から実施する。

付則 この規定は、平成7年4月28日(一部改正)から実施する。

付則 この規定は、平成13年6月25日(一部改正)から実施する。

付則 この規定は、平成22年5月27日(一部改正)から実施する。

付則 この規定は、令和3年6月15日(一部改正)から実施する。

中国地方非常通信協議会会長 殿

推薦者名 \_\_\_\_\_

### 非常通信協議会表彰推薦調書

表彰種類		地方協議会表彰	中央協議会表彰
個人団体別		個人	団体
被表彰候補者	個人	機関名	
		役職	
		ふりがな	
		氏名	
		住所	
	団体	機関名	
		代表者役職	
		ふりがな	
		代表者氏名	
		所在地	
推薦理由 (別添詳細)			
過去表彰歴	非常通信協議会		
	その他		
特記事項			
添付書類		略歴	機関概要 活動状況 その他